

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、令和4年1月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0131第1号」および「保医発0131第3号」により、検査項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。
謹白

記

■ 適用日 令和4年 2月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
腫瘍遺伝子変異量検査	5000点
白癬菌抗原定性	233点



▼新規保険収載項目 詳細内容

太字下線部分が変更されました。

検査項目	保険 点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
腫瘍遺伝子変異量検査	5000点	遺伝子関連 ・染色体検 査判断料 (※2: 100点)	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査の「1」 の「□」 処理が複雑な もの	「1」の「□」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。 ～ (略) ～ ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、 腫瘍遺伝子変異量検査 ～ (略) ～
白癬菌抗原定性	233点	免疫学的 検査判断料 (※6: 144点)	「D012」 感染症 免疫学的検査 の「43」	<u>ア 爪白癬が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により爪中の白癬菌抗原を測定した場合は、本区分の「43」水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)を準用して算定する。</u> <u>イ 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。</u> <u>(イ) KOH直接鏡検が陰性であったものの、臨床所見等から爪白癬が疑われる場合。なお、この場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>(ロ) KOH直接鏡検が実施できない場合。なお、この場合においては、KOH直接鏡検を実施できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>ウ 本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。</u>